

# 消毒用アルコールの貯蔵・取扱いについて

## 必要な届出や申請について

新型コロナウイルスの感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため消防法で定める危険物である消毒用アルコールを使用する機会が増えています。危険物に該当する消毒用アルコールを一定の量以上貯蔵・取扱う場合には、消防法及び仙台市火災予防条例の規定により下記の手続きが必要となります。

貯蔵・取扱量	届出・申請
80リットル未満	不要
80リットル以上 400リットル未満	所轄の消防署に届出が必要
400リットル以上	消防局危険物保安課に許可申請が必要

※ 貯蔵・取扱量が80リットル未満でも火気厳禁や換気等の取扱い上の注意が必要です。

## 全ての消毒用アルコールが危険物になるの??

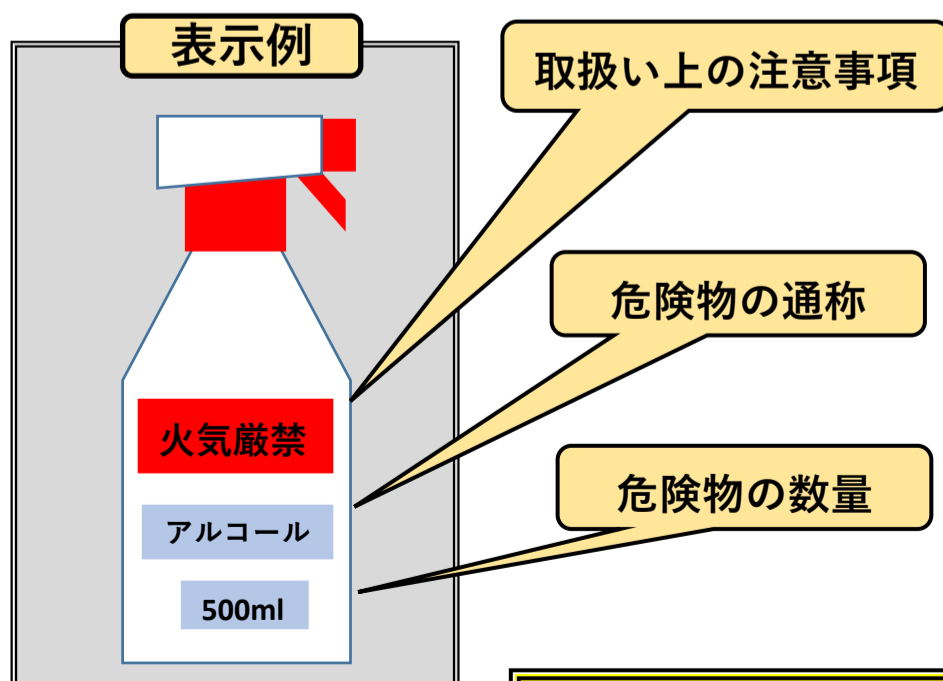
危険物に該当するのはアルコール濃度が60%以上の消毒液です。濃度が不明な場合は、販売元や製造元等へお問い合わせのうえ必ずご確認下さい。



【協力：伊達家伯記念會】

## 詰め替え容器の表示について

危険物に該当するアルコールを詰替える容器には、周囲に危険物であることや火気厳禁であることを知らせるため表示が必要です。下記の表示例を参考にラベルシール等によりもれなく表示してください。



容器が500ミリリットルを超える場合はこれに加え、危険物等級や化学名などさらに詳細な表示が必要となります。詳しくは下記の連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせ：仙台市消防局（022-234-1111）